

社会福祉法人栃木市社会福祉協議会表彰規程

(目的)

第1条 社会福祉法人栃木市社会福祉協議会（以下「本会」という。）表彰規程は、民間社会福祉の向上に功労のあった者を表彰し、社会福祉事業に協力・援助した者に感謝の意を表し、もって本会の発展と民間社会福祉の振興を図ることを目的とする。

(表彰の対象)

第2条 表彰は、社会福祉活動又は募集事項に関し、特に優秀と認められる個人、施設、団体等に対して行う。

(感謝の対象)

第3条 感謝は、本会又は本会福祉基金等に対して、1年間に15万円以上又は15万円相当額以上の物品を寄付した者に対して行う。ただし、同一個人・団体に対して1年間1回限りとする。

(表彰状・感謝状の贈呈及び様式)

第4条 表彰状の贈呈は、会長が必要と認める年度に行うものとする。

2 感謝状の贈呈は、原則として毎年1回これを行うものとする。ただし、会長が特に必要と認めた場合は、随時これを行うことができる。

3 表彰状・感謝状の様式については、別に定める。

(対象者の決定)

第5条 表彰及び感謝は、施設、団体等の推薦に基づき、会長が決定する。

(専決)

第6条 この規程に定めのない事項については、会長の決するところによる。

附 則

この規程は、平成22年3月29日から施行する。

別紙

(平成28年度表彰の基準)

- (1) 民生委員・児童委員として3期以上の任期を満了し、功績顕著である者
ただし、1期は3年とし、在任通算期間は9年をもって3期とする。
- (2) 社会福祉施設・団体等の役職員で10年以上社会福祉業務に勤続し、功績顕著である者
- (3) ボランティア活動を10年以上継続し、功績顕著である者
- (4) 社会福祉団体・ボランティア団体で、10年以上社会福祉活動を継続し、功績顕著である場合
- (5) その他、社会福祉活動又は募集事項に関し、特に優秀と認められる個人・施設・団体、又は特に必要があると会長が認めた場合
- (6) 大口寄付者は、平成22年3月29日の栃木市社会福祉協議会合併後に限定する。

備考

- ・ 在職期間の通算方法としては、月をもってし、就任又は就職の日に属する月から起算する。
- ・ 旧栃木市社会福祉協議会での表彰を受けたものが、その表彰以外の事由に該当したときは選考の対象とする。
- ・ 社会福祉団体・ボランティア団体の表彰については、活動年数が10年ごとに表彰の対象とする。(10年表彰、20年表彰、30年表彰・・・となる。)
また、過去表彰を受けておらず、活動年数が10年以上20年未満といった場合には、表彰の対象とする。(例：活動年数15年→10年表彰)